

石巻市監査委員告示第3号

令和5年12月28日付け石巻市監査委員告示第12号で公表した教育委員会の定期監査結果報告について、石巻市教育委員会教育長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和6年2月1日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

石教総第263号  
令和6年1月31日

石巻市監査委員 堀内賢市 殿  
石巻市監査委員 清水俊雄 殿  
石巻市監査委員 渡辺拓朗 殿

石巻市教育委員会  
教育長 宍戸健悦

監査結果に係る措置について

令和5年12月28日付け石監第10号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

指摘事項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
学校教育課 【財産管理事務】（令和5年度） 各総合支所管内の学校において、薬品の保管状況等を試査したところ、薬品庫に施錠し厳重に保管されていたが、薬品管理台帳については、薬品ごとの使用状況や購入履歴等の記録がなされていない事例が複数の学校で見受けられたので、今後は、宮城県教育庁義務教育課長通知及び学習指導要領等に基づき、適正に保管薬品の残量を管理し、薬品管理台帳の記録をす るよう、各学校へ指導すること。	学校教育課 【財産管理事務】（令和5年度） 平成25年5月31日付け宮城県教育庁義務教育課長から「理科実験等における事故防止について」依頼があり、理科の観察、実験等の指導や使用薬品の管理等について「中学校学習指導要領解説理科編（H20.9 文部科学省）」を参照のうえ、事故防止に留意するよう周知が行われ、学校教育課から市内各中学校に通知して おりました。 このことから、指摘内容については、要領等に基づき、各中学校に対し徹底した管理体制を行うよう、園長校長会議において指導いたします。 なお、小学校につきましても、学習指導要領等に基づき、薬品の使用量等を記録した「薬品台帳」を備え、各小学校に対し徹底した管理体制を行うよう、中学校と同様に指導することといた します。

<p>河南公民館</p> <p>【基本的事項】（令和5年度）</p> <p>郵便切手について、郵便発送簿記載の残高と郵便切手の残高に次のとおり差が生じていた。使用の都度、郵便発送簿の残高と現物を確認する等適正に管理すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便発送簿の残高 5,288 円</li> <li>・郵便切手の残高 5,298 円</li> <li>・差額 10 円</li> </ul>	<p>河南公民館</p> <p>【基本的事項】（令和5年度）</p> <p>郵便切手の在庫枚数の把握が不十分であったことや、計算誤りが原因と考えられます。</p> <p>今後は、担当者及び館長による受払時の確認を再度徹底し、また、使用の都度及び定期的な、郵便発送簿残高と現物の確認を複数の職員で行い、再発防止に取り組んでまいります。</p>
<p>桃生公民館</p> <p>【基本的事項】（令和5年度）</p> <p>郵便切手について、予算所属及び施設ごとに区分けし管理しているが、不足が生じた際に他の施設の切手を一時的に借用する取扱いが恒常的に行われてきたことにより、郵便発送簿記載の残高と郵便切手の残高に次のとおり差が生じていた。今後は、切手の一時的な借用は行わないこと。また、使用の都度、郵便発送簿の残高と現物を確認する等適正に管理すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便発送簿の残高 50,227 円</li> <li>・郵便切手の残高 51,004 円</li> <li>・差額 777 円</li> </ul>	<p>桃生公民館</p> <p>【基本的事項】（令和5年度）</p> <p>御指摘のありました事項につきましては、今後、予算所属及び施設ごとの適正な執行に努め、他の施設の切手を一時的に借用するなどの行為がなされないよう十分に留意するとともに、使用の都度及び定期的な、郵便発送簿残高と現物の確認を複数の職員で行い、再発防止に取り組んでまいります。</p>
<p>桃生公民館</p> <p>【団体管理事務】（令和4年度）</p> <p>(1) 桃生町地域ぐるみ青少年健全育成協議会における事務において、不適正な事務処理が見受けられたので、公金の取扱いに準じて適正な出納事務を行うこと。</p> <p>ア 支払日（領収日付）以降に預金から払出した例があり、立替払と認められる。</p> <p>(7) 事務局費（通信運搬費）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出内容 検討部会開催通知郵便代</li> <li>・金額 1,316 円</li> <li>・支出伺 令和4年8月23日</li> <li>・支払日 令和4年8月19日</li> <li>・預金払出日 令和4年8月23日</li> </ul>	<p>桃生公民館</p> <p>【団体管理事務】（令和4年度）</p> <p>ア 御指摘のありました事項につきましては、今後立替払いが行われる事が無いよう所属職員に周知徹底したほか、複数の職員で確認するなど適正な事務処理に努めるとともに、支出調書ごとに通帳から引き出した日（通帳の確認）と、事業者に支払った日を所属長</p>

<p>(イ) 事務局費（食糧費）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出内容 検討部会お茶代</li> <li>・金額 1,925 円</li> <li>・支出伺 令和5年3月3日</li> <li>・支払日 令和5年1月26日</li> <li>・預金払出日 令和5年3月3日</li> </ul> <p>(ウ) 事務局費（通信運搬費）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出内容 郵便代</li> <li>・金額 4,284 円</li> <li>・支出伺 令和5年3月3日</li> <li>・支払日 令和5年1月30日</li> <li>・預金払出日 令和5年3月3日</li> </ul> <p>イ 物品の納品、請求があったと推測される日から3か月以上日数を経過してから代金を支出している例があった。</p> <p>(エ) 推進事業費（消耗品費）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出内容 あいさつ運動標語記念品代</li> <li>・金額 17,908 円</li> <li>・物品納品日 令和4年8月31日</li> <li>・支出伺 令和4年12月7日</li> <li>・支払日 令和4年12月7日</li> <li>・預金払出日 令和4年12月7日</li> </ul> <p>(2) 桃生町長生大学における事務において、不適正な事務処理が見受けられたので、公金の取扱いに準じて適正な出納事務を行うこと。</p> <p>ア 支払日（領収日付）以降に預金から払出した例があり、立替払と認められる。</p> <p>(7) 事業費（食糧費）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出内容 開講式記念講演講師弁当代</li> <li>・金額 1,000 円</li> <li>・支出伺 令和4年6月16日</li> <li>・支払日 令和4年6月15日</li> <li>・預金払出日 令和4年6月16日</li> </ul>	<p>がチェックすることといたしました。</p> <p>なお、急を要する支出が多く見込まれる場合には、公金に準じた資金前渡を活用し、団体経理において立替払いが行われないよう再発防止に向けて、常に細心の注意を払ってまいります。</p> <p>イ 御指摘のありました事項につきましては、今後、代金の請求があった後、停滞なく速やかに支払いを行うよう、所属職員に周知徹底したほか、複数の職員で確認するとともに事業者を支払った日を所属長がチェックすることとし、団体経理において適正な事務処理を行い再発防止に向けて、常に細心の注意を払ってまいります。</p> <p>ア 御指摘のありました事項につきましては、今後立替払いが行われる事が無いよう所属職員に周知徹底したほか、複数の職員で確認するとともに、支出調書ごとに通帳から引き出した日（通帳の確認）と、事業者を支払った日を所属長がチェックすることといたしました。</p>
---	--

	<p>なお、急を要する支出が多く見込まれる場合には、公金に準じた資金前渡を活用し、団体経理において立替払いが行われないよう再発防止に向けて、常に細心の注意を払ってまいります。</p>
<p>北上小学校</p> <p>【基本的事項】（令和5年度）</p> <p>郵便切手について、郵便発送簿記載の残高と郵便切手の残高に次のとおり差が生じていた。使用の都度、郵便発送簿の残高と現物を確認する等適正に管理すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵便発送簿の残高      23,522 円</li> <li>・ 郵便切手の残高      23,578 円</li> <li>・ 差額                      56 円</li> </ul>	<p>北上小学校</p> <p>【基本的事項】（令和5年度）</p> <p>手計算による計算ミスが原因と考えられます。差額金額に計算誤りであるとして令和5年度郵便発送簿に差額分を修正し追記する措置を行いました。今後は、使用の都度、切手枚数と金額の確認を複数の職員で確認し、再発防止に取り組んでまいります。</p>